

令和3年12月14日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和3年12月14日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（1名）

山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 洋生
市民総務部長	荒井 敏明	水道部長	鈴木 宏徳
市民総務部 政策調整監 兼政策課長	佐藤 俊幸	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 兼産業環境部次長	草野 弘一
会計管理者 兼会計課長	高橋 五智美	市民総務部 危機管理監	井上 靖浩
市民総務部 総務課長	鈴木 康弘	市民総務部 財政課長	高橋 数馬
市民総務部 税務課長	木皿 重之	市民総務部 市民安全課長	小林 史人
市民総務部 秘書広報課長	扇谷 剛四	教育委員会 教育長	吉木 修
教育委員会 教育部長	鈴木 康則	教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤 聡志
教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥 武	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	鈴木 和賀子

教育委員会教育部
市民交流センター館長 佐藤達也
監査事務局長 山本哲也

選挙管理委員会
事務局 局長 木村雅之

事務局出席職員氏名

事務局 局長 川村 淳
議事調査係 係長 石垣 聡
議事調査係 主査 工藤 聡美
議事調査係 主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第66号 塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例

議案第67号 塩竈市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第69号 令和3年度塩竈市一般会計補正予算

議案第72号 工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第66号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」、議案第67号「塩竈市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第72号「工事請負契約の締結について」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第66号及び第67号、第69号、第72号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」など、計4案件であります。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 それでは、財政課から、議案第66号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」につきまして、恐れ入りますが、資料No.8の2、議案資料別冊、組織機構の見直しについてで全体像をご説明させていただきます。

既に今定例会初日に概要について、ご説明いたしておりますので、簡潔にご説明をさせていただきます。重複する部分もあると思いますが、ご了承いただきますようお願いいたします。まず、1ページをお開き願います。

Ⅱ、見直しの基本方針ですが、今回の見直しに当たりまして、以下に掲げます2つの基本方針の下に進めてまいりました。

まず、1といたしまして、第6次長期総合計画の実施体制の実現に向けた組織づくりとして、(1)未来に続く8つの塩竈物語の実現、(2)時代の潮流や市民のニーズの変化に対応で

きる組織づくりとするものでございます。

2といたしまして、限りある行政資源、職員などですが、それに対応した組織の適正化を図るため、適正規模でのマネジメント、アウトソーシングを推進する体制、市民に分かりやすいを基本とした組織づくりとしてございます。

次の2ページに移っていただきまして、Ⅲ、見直しの概要について、具体的にご説明をさせていただきます。

まず、1の総務部ですが、(1)市民生活部の新設により、市民総務部から総務部に名称変更、(2)政策調整に加え、行政行為をチェックする政策調整管理監を配置、(3)人財を育成するため、総務課を総務人事課に、また、人事給与係を人財育成係に名称を変更いたしております。(6)になります。自治体DXの政策推進のため、財政課の行政改革係とデジタル推進室を政策課に移管統合し、デジタル行革推進係を新設いたします。(8)市民安全課から防災部門を独立させた危機管理課及び危機管理係を新設となっております。

次に、3ページをご覧ください。

2の市民生活部です。(1)市民生活に関する部署を集約した市民生活部を新設してございます。市民課、税務課、環境課、保険年金課、浦戸振興課を配置してございます。(3)部門調整担当係の名称を整理するため、市民安全課の市民生活係を市民総務係に名称を変更、また、ほかの部についても、部門調整担当係を〇〇総務係にするような同様の考え方で名称を変更してございます。(5)保険年金課の保険総務係を保険企画係に名称を変更してございます。こちらも部門調整ではない、これまでの〇〇総務係の名称については、企画調整を担う係として、〇〇企画係などとし、ほかの部についても同様の扱いとしてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

福祉子ども未来部ですが、(1)未来に向けた健康づくりの推進や子育て施策を充実するため、部名を福祉子ども未来部に名称を変更してございます。(3)です。子育て支援課を子育て施策の企画などを行う子ども未来課と、保育サービスの提供を行う保育課に分離してございます。(5)子ども家庭総合支援拠点の機能を担う家庭相談係を新設、(6)子育て世代包括支援センターを施設名とし、親子の全般的なサポートを推進するため、親子保健係に名称を変更してございます。(7)市民に分かりやすい名称とするため、長寿社会課を高年齢福祉課、健康推進課を健康づくり課に名称を変更するなどしてございます。

続きまして、5ページになります。

産業建設部です。（１）産業部門と建設部門を統合した産業建設部を新設してございます。（３）になります。商工港湾課と観光交流課を統合した商工観光課を新設、また、商工港湾係を新設し、観光交流課の２つの係を観光係に統合してございます。（４）都市計画課と定住促進課を統合して、まちづくり・建築課を新設しているというものでございます。

次に、６ページをご覧ください。

上下水道部になります。（１）です。水道部と下水道課を統合して上下水道部を新設、（２）上下水道部の新設に伴い、工務課を上水道課に名称を変更、また、計画庶務係を新設するものでございます。

続きまして、７ページをご覧ください。

６番、教育部です。（２）になります。教育総務課に、学校の維持管理を計画的に実施するため、施設係を新設するものでございます。（４）生涯学習課と市民交流センターを再編し、文化スポーツ課を新設、また、文化スポーツ課に市民交流センターの企画係が所掌する企画管理業務と生涯学習課の各種支援係が所掌する文化関連業務を行う文化振興係を新設するものでございます。また、図書館業務を担っていたこどもの本の係とみんなの本の係を統合して、図書館係を新設してございます。（５）には、生涯学習センターの子どもの係と学びの係を統合して、エスポ公民館係を新設としております。

続きまして、８ページに移っていただきまして、７の行政委員会等につきましては、現行を維持、８の市立病院でございますが、医療介護連携の強化及び入退院支援の強化を図るため、地域医療福祉部を地域医療連携センターに再編を行ってございます。

９ページから１１ページにつきましては、新組織の案と現行組織の比較を載せてございます。

１１ページの最後には、現行と新組織案の部、課、係の数を掲載してございます。係につきましては、若干のスリム化を図られているものでございます。

以上、組織機構見直しの全体像を説明させていただきましたが、この考え方に基きまして、今回、塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例として、市長部局の部の名称、事務分掌につきまして、ご提案させていただいてございます。資料№５、定例会議案の１ページから５ページに改正条例を、また、資料№８、第４回市議会定例会議案資料の１から３ページに新旧対照表を掲載しておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第67号「塩竈市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.5、定例会議案その2と資料No.8、第4回市議会定例会議案資料を使ってご説明いたしますので、お手元に資料No.5と資料No.8のご用意をお願いいたします。

ご提案いたしました議案でございますが、資料No.5の5ページでございます。

議案第67号でございます。今回の条例改正は、提案理由にもありますように、非常勤消防団員の処遇などを改善することにより、団員数を確保するため、所要の改正を行おうとするものです。改正内容については、議案資料でご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.8をご用意ください。

6ページでございます。

1の概要でございますが、消防団員の全国的な減少傾向により、地域消防力の低下が懸念されることを踏まえ、消防庁から、消防団員の処遇改善に向けて取り組むべき事項などの通知があったことから、新たに出動手当などを規定するため、所要の改正を行おうとするものです。

2の消防庁通知の主な内容ですが、①の団員階級の年額報酬については、年額3万6,500円を標準とする。②これまで費用弁償としていた災害出動手当などを出動報酬として新設し、1日当たり8,000円を標準とする。③出動に伴い、実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償について、出動報酬のほか、必要額を措置する。④出動報酬、費用弁償は、消防団員個人へ対し、直接支給する。⑤その他の出動、警戒や訓練などについて、1日当たり3,500円を地方交付税の単価とする。

次に、3の条例の改正の内容でございます。

消防庁通知を踏まえ、今回、条例改正を行いますのは、出動報酬の支給についてであります。二市三町の担当者の会議により、見直しの方向性を協議した内容を踏まえ、改正するものがございます。

下の表をご覧ください。

改正前は、費用弁償として支給していましたが、改正後は、出動報酬として支給することになります。また、災害については、1日当たり3,000円となっておりますが、取扱いは、1日当たり4時間未満を4,000円とし、4時間を超える場合は、8,000円を支給します。警戒、訓練などは、3,500円に増額し、会議、研修については、新たに2,000円を支給するように改

正したいと考えております。4の施行日は、令和4年4月1日といたします。

なお、新旧対照表について、前のページになりますが、4ページから5ページでございますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

以上、市民安全課からご説明させていただきました。ご審議、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 それでは、私から、議案第69号のうち、総務課所管に係ります補正予算の内容、東日本大震災追悼事業について、ご説明をさせていただきます。

説明の順番といたしましては、まず初めに、資料No.8、第4回市議会定例会議案資料その2におきまして、事業内容をご説明させていただき、その後、予算説明書の該当箇所を説明させていただきたいと思っております。

それでは、恐れ入りますが、資料No.8の17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の概要でございますが、2011年の東日本大震災の発災から11年目を迎えます本年につきましては、これまで実施してまいりました追悼式の開催に代わりまして、犠牲となられました市民の方々を追悼するために献花所を設置したいと考えてございます。

2の献花所の設置概要についてでございます。

(1)の開催日時につきましては、令和4年3月11日金曜日の午後1時から4時までの時間としてございます。

(2)の場所につきましては、千賀の浦緑地内の東日本大震災モニュメント前に献花所を設置する予定としております。

(3)の形式等につきましては、自由献花方式で執り行う予定でございます。

なお、発災時刻となります午後2時46分には、市長等に参列をいただきまして、サイレン吹鳴に合わせまして1分間の黙禱を行った後、献花を行いたいと考えてございます。

(4)の周知等についてでございますが、献花所の設置を行う旨につきましては、ご遺族等にご案内状を送付するとともに、広報、あるいは、市のホームページ等で周知を行ってまいりたいと考えてございます。

3の事業費及び財源の内訳でございますが、表に記載のとおり、事業費につきましては、50万2,000円、その財源といたしまして、ふるさとしおがま復興基金からの繰入金により、全額を措置しようと考えているところでございます。

4の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただけましたら、記載のとおりの実

施ということで行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、本補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。説明の都合上、初めに、歳出予算より、説明をさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、資料No.7、令和3年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の7ページ、8ページをお開き願います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費におきまして、東日本大震災追悼事業として、第10節需用費で、献花所の設置に係ります消耗品費といたしまして1万6,000円、第12節委託料で、祭壇設置等に係ります委託料として48万6,000円、合計で50万2,000円を計上してございます。

次に、これらの事業に対します歳入の予算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料No.7の3ページ、4ページをお開き願います。

下段になります。第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節に計上されております金額のうち、先ほどご説明をさせていただきました追悼事業歳出予算の同額の50万2,000円をこちらから計上させていただいているという内容になってございます。

総務課に係る補正予算についての説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民安全課所管分のコミュニティ助成事業について、ご説明いたします。

資料No.7の令和3年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書と資料No.8の第4回市議会定例会議案資料を使ってご説明いたしますので、資料No.7と資料No.8のご用意をお願いいたします。

まず、歳出予算について、ご説明いたします。

資料No.7、令和3年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金へ、コミュニティ助成金として140万円を計上しております。

次に、歳入予算でございます。

同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

5ページの表の一番下の欄になりますが、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入へ、歳出と同額の140万円を自治総合センターからのコミュニティ助成金として計上しております。

次に、コミュニティ助成事業の内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8になります。こちらの18ページをお開きください。

1の概要についてですが、コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、自治宝くじの社会貢献広報活動費を財源に、町内会などによるコミュニティ活動の充実強化を図る事業や安全な地域づくりを推進する事業に助成するものです。令和3年度事業の追加分として、本市で採択を受けましたのは、一般コミュニティ助成事業であります。コミュニティ活動に必要な設備などの整備を対象とし、助成額は、100万円から250万円の範囲となっております。

2の採択の状況ですが、令和3年度では、これまで一般コミュニティ助成事業で3件、地域防災組織育成助成事業で2件の採択があり、こちらは、6月の補正予算でお認めいただいております。今回の追加分は、一般コミュニティ助成事業で、錦町囃南会が140万円の交付決定をいただいたものです。イベントで使用するテントや焼きそば用の鉄板、かき氷機、ワイヤレスマイク一式、パソコンなどを整備する予定となっております。

3のこれまでの経過にもございますように、8月に県を通して本申請し、10月に交付決定をいただきました。

4の事業費及び財源内訳ですが、補正事業費は、事業費140万円、財源内訳は、その他としてコミュニティ助成金が、同額の140万円となります。

5の今後の予定ですが、県を通した間接補助となりますので、補正予算をお認めいただければ採択町内会と相談しながら、来年1月から事業を始める予定となっております。

市民安全課からは、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 それでは、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料No.7、令和3年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の7ページ、8ページをお開きください。

初めに、歳出予算について、ご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費に、国庫補助金等精算還付金として6億6,254万4,000円を計上してございます。この内容ですが、東日本大震災の津波で被災したことにより、市内で住宅の再建を行った場合などに支援を行う津波被災住宅再建支援事業に係る宮城県から配分されたものにつきまして、ふるさとしおがま復興基金へ積み立てし、これまで対象者へ支給を行ってまいりました。本制度は、令和2年度で終了したことから、残額6億6,254万4,000円を宮城県へ返還するものでございます。

この財源について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

一番下段の第19款繰入金第1項基金繰入金第7目にふるさとしおがま復興基金繰入金として、8億2,744万6,000円を計上してございます。このうち、歳出予算と同額の6億6,254万4,000円を充当するものでございます。

次に、今回の補正予算に係ります所要一般財源等について、ご説明いたします。

次のページの5ページ、6ページをお開きください。

第20款繰越金に、前年度繰越金といたしまして5,321万2,000円を計上しています。燃油高騰対策や生活保護扶助費の歳出予算に対する一般財源として、増額補正をするものでございます。

財政課からの説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 続きまして、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課に係る2件をご報告いたします。

まずは、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業による物品等の整備についてでございます。

資料No.8、第4回市議会定例会議案資料その2の36ページをお開きください。

1の概要ですが、本市では、国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用し、感染症対策に必要な保健衛生用品や物品を整備してきました。現状は、落ち着いておりますが、今年度、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、全国的に増加したことに鑑み、同事業に係る1校当たりの事業費上限額補助上限額が、引き上げられたことから、同事業を活用し、保健衛生用品や学びの保障に係る情報機器等を整備するものでございます。

補助対象経費ですが、保健衛生用品の購入に要する経費、児童生徒の学びの保障に係る情報

機器等購入経費などをごさいます、これまでどおり、各学校の実情に応じて購入するもの
でございます。

2の1校当たりの事業費上限額と補助上限額でございます。下の表をご覧ください。

児童生徒数1から300人の学校でございまして、引上げ前は、事業費上限額が、1校当たり
80万円、括弧表記の40万円は、補助上限額、事業費の2分の1でございます。引上げ後は90
万円、補助上限額は45万円、増減額は1校当たり10万円、補助上限額は5万円となるもので
ございます。

以下、児童生徒数の規模ごとに1校当たりの事業費上限額等が定められております。表の下、
米印の3番目にありますとおり、今回の引上げに伴い、1校当たりが活用できる額は、表の
右端の増額分に相当するものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございます。事業費が160万円、財源内訳は、国支出金としまし
て160万円でございます。これは、下の米印にありますとおり、学校保健特別対策事業費補助
金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

4の今後の予定でございます。本補正予算をお認めいただきましたら、年明け1月から、関
係物品等の購入、整備を進めてまいります。

次に、歳入歳出についてでございます。

恐縮です。資料No.7の令和3年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、19ページ、20ペ
ージをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費補正額160万円、右ページの説明欄に
ありますとおり、消耗品費として18万1,000円、教育用備品として141万9,000円でございます。

続きまして、歳入ですが、同じ資料をお戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開き
ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助
金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、80万円及び、同じ表の第15
款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金第3節保健体育費補助金の学校保健
特別対策事業費補助金の80万円でございます。

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業による物品等の整備については、以上でございま
す。

続きまして、学校給食調理業務の一部委託の拡大についてでございます。

資料を戻っていただきまして、資料No.8、第4回市議会定例会議案資料その2の35ページをお開きください。

1の概要でございます。学校給食調理業務については、安全で安心な給食を安定的かつ効率的に提供するため、塩竈市行財政改革推進計画及び塩竈市アウトソーシング基本方針を踏まえ、中学校、小学校と段階的に業務の一部を委託してきましたが、各学校の調理員の状況を踏まえまして、令和4年度から杉の入小学校に係る調理業務に関し、一部委託を拡大しようとするものでございます。

2の対象校ですが、杉の入小学校は、食数557食、給食日数は、年間175日です。現在、配置職員は、正職員2名、会計年度任用職員3名でございます。

3の委託内容でございますが、調理作業、配膳作業、洗浄、清掃作業を委託するものでございます。

なお、委託内容は、これまでの第二小学校、玉川小学校など、記載の小中学校と同様のものがございます。また、献立作成、栄養管理、食材発注は、これまで同様、教育委員会の栄養士、栄養教諭が行うものでございます。

4の委託期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間です。

5の事業費、財源内訳、これは、債務負担行為限度額の設定でございます。事業費は、3年間で4,880万円、一般財源でございます。

6の今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、年明け1月に提案手続、2月に保護者宛て周知、3月に事業者への引継ぎ等を行い、4月からの委託開始を目指しております。

次に、当該事業の債務負担行為の設定についてでございます。

資料No.6の令和3年度補正予算の4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の1、追加としまして、表中最下段の小学校給食費、令和3年度設定で、期間、令和3年度から令和6年度、限度額、4,880万円でございます。

教育総務課から、以上でございます。よろしくご審議方、お願いいたします。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして、議案第72号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

資料No.5の定例会議案その2の7ページをお開き願います。

工事名は、塩竈市立第一小学校長寿命化改良工事、Ⅱ期・建築でございます。契約の方法は、一般競争入札、契約金額は、1億8,370万円でございます。契約の相手方は、株式会社鈴木工務店でございます。

具体的な工事内容について、ご説明いたします。

資料No.8の38、39ページをお開き願います。

工事概要ですが、今回のⅡ期工事におきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、昭和46年度建設で50年を経過いたしました北校舎の外壁、内装、建具の改修、トイレの洋式化、多目的トイレの設置、消防用設備を行うものでございます。39ページには、現況の写真を掲載してございます。また、40ページには、工事契約台帳をつけておりますので、ご参照いただければと思っております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か質疑させていただきますので、よろしく願います。

まず初めに、議案第66号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」新旧対照表であります。資料No.8、別冊の8の2の9ページでございますけれども、そこもちょっと見させていただきまして、質疑させていただきたいと思えます。

今回、議案の中に、第66号の本市の組織の見直しが提案されたわけでございますけれども、この改正案を見ますと、やはり現在、市民総務部が、総務部と市民生活部に2つに分かれて、市民生活部に環境課と浦戸振興課が入るということでございます。また、健康福祉部が、福祉子ども未来部と名称を変更するというので、本当にすばらしい子供の未来に向かっのやはり組織づくりかなと思えます。また、現在、産業環境部と建設部が統合して、産業建設部となるということで、最後に大きく変わったのが、企業会計と水道部と下水道課が統合して、上下水道部に変更するというのでございますけれども、この表を見ますと、大きくやはり変わったわけでございますけれども、その変更した理由と目的について、お伺いしたいと思えますので、よろしく願います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、今回の大きな見直しの目的でございますが、先ほどもご説明

いたしました。まずは、1つ目が、新長期総合計画の実現体制ということで、まず、1つ目が、新長期総合計画の体系を踏まえまして、子育て支援の強化、また、保育政策の充実のため、福祉子ども未来部に改名したものでございます。また、子育て支援課を子ども未来課、そして、保育課に分離することで、子供の政策の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

もう一つが、部といたしましては、まず、市民総務部におきましては、縮小する行政資源への対応ということで、まず、市民総務部の所管する職員数が多いということで、マネジメントの向上ということで、市民総務部を総務部と市民生活部に分離したものでございます。市民生活部につきましては、市民生活に直結した課を集約いたしまして、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えてございます。また、水道部と下水道課におきましては、市民から見ますと、上下水道料金は、一緒のものでありますので、そういった市民サービスの向上を図るという点で上下水道部としたものでございますし、また、産業建設部におきましては、建設部から下水道課が抜けたことで、部の人数的にも少し少なくなるということで、例えば、非常時の体制等を考えまして、産業部と建設部を統合して、そういう体制を取るものでございます。

大きくは、以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

目的と理由については、おおむねここに書いているとおりでと思いますけれども、よく分かりました。

それで、今まで組織の旧体制が、やっぱりあるわけでございますけれども、その自治体の組織については、やはり市長、長の所轄の下で、明確な範囲で所掌を事務と権限を有する機関、執行の機関によって構成しなければならないし、連絡を図って全て一体として行政の権利を發揮するようにしなければならないとされているわけでございますけれども、そこで、今までの組織体制は、どうだったのかという総括的なものを踏まえて、新しい体制づくりになったのか、その辺、教えていただきたいなと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 今回の見直しに当たりましては、現組織の総括も含めて見直しを行ってございます。まず、前回の見直しについては、平成23年6月でございました。今回、長

期総合計画の部分に係る見直し以外の部分というのが、今までの組織の課題であったと捉えております。具体的には、例えば、先ほども申し上げましたけれども、マネジメント規模、市民総務部が100名以上いるとか、そういうところを見直して、もう一つが、なかなかちょっと市民には分かりにくい名称だったのかなという、例えば、課の名称です。例えば、長寿社会課を高齡福祉課に見直していたり、そういうものです。もう一つが、ある程度仕方ないと思いますけれども、なかなか部の中での庁舎が分散しているところを、例えば、市役所の1階を全部市民生活部にするとか、そういう見直しをさせていただきます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 おおむね分かりました。

やはり私は、市長が就任されてもう2年が経過したわけでございますけれども、できれば、こういった体制をもっと早くできるんじゃないかなという部分が、ちょっと私の感じた部分です。そうした中で、個人的には、やはり1階のフロアを1つの部にするとかというのは、挙げられるんですけれども、そこで市長が、きちっと体制づくりの見える化をしていくというのが、やはり組織の在り方もそこに入ってくるのかなと思います。長期総合計画も1年延びたわけでございますけれども、もっと早い体制で、こういう新体制で整えたほうがよかったのかなと感じております。

そこで、次に、先ほど1ページの説明がございました。見直しの基本方針が示されていたわけでございますけれども、2の限りある行政資源へ対応した組織の適正化ということで、3点挙げられておりますが、(1)の適正な規模でのマネジメントによる効率的かつ迅速な業務遂行ができる組織づくりとありますけれども、その最適な規模のマネジメントというのは、こういったものなのか、説明をお願いしたいなと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 適正規模でのマネジメントということで、先ほどから申し上げますけれども、例えば、市民総務部を分割したりということで、基本的には、部を100名以下、課を20名以下とすることで、マネジメントの向上を図るところを前提といたしまして、今回の見直しを行ってございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 2番目の組織のスリム化を図るアウトソーシングの推進という体制なんですけれども、その辺のスリム化というのは、どういった組織のスリム化なのか、教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 アウトソーシングの推進につきましては、これまでも行財政改革推進計画の中で、進めてまいりました。ただ、一部そのアウトソーシングが進められていない部分もございますので、今回、特に、例えば、社会教育施設につきまして、係を図書館係にするだとか、エスプ公民館係にするということで、アウトソーシングが進めやすいような推進体制の構築というものを進めてきて、見直してまいったところがございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 アウトソーシングのスリム化は、現在も進めているわけですが、先ほど説明があった給食センターも民営化に推進していくということで、やはりこれもスリム化していくということだと思います。また、以前、市長からも保育所の民営化も考えているということもお伺いいたしまして、やはりそういった部分でスリム化をしていくのか。それと、塩竈の汽船ですけれども、やはり浦戸に行く交通機関として汽船があるわけですけれども、その部分も職員が、運転しているかなと思いますので、そういった部分もスリム化していくのか。島の人に委託しながらそういった運転手がいるわけですから、汽船も考えているのか、その辺のものも含めて考えていただければと思います。

北海道でも、私も事例でも一度お伺いしたことがあるんですけども、北海道でもやはり全てを見直していくという形で、いろんな行政の見直しでスリム化をしていくということで、聞いたことがございます。人件費の見直しとか、事務事業の見直し、それから、アウトソーシング、それから、負担金とか、補助金の見直しとか、企業会計、様々な部分で全て見直していくということで、スリム化を図っていくということも聞いておりますので、その辺のことも含めて考えられているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 アウトソーシングにつきましては、今、第4次行財政改革推進計画ですけれども、これが令和4年度で終了いたします。令和5年度からの新たな行財政改革推進計画の中で、今、考えられる検討すべきアウトソーシングについて、盛り込む検討をしていきたいと考えてございます。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 補足をさせていただきます。

議会の中でも、また、委員会の中でもいろいろ議論があったところでございます。大変重要な視点でございますので、私からもお答えさせていただければと思います。

限りある財源でございます。それと同時に、ご承知のとおり、少子高齢化の加速度的な進み具合を見ますと、これから先、劇的に人口が増加するとか、税収が上がるということは、もう考えられない状態でございます。そのような中であって、先ほど浦戸の汽船のお話がございました。この件は、大変重要でございます、島民の方々を安全に毎日運航させていただいて、こちらに来ていただく、または、帰っていただくことがあります。また、観光客の皆さんもお使いいただいている状況がある中で、そろそろ市営汽船の更新の時期に入ってきています。もうとっくに入っているのかもしれませんが。昨年でしょうか、船が洋上で突然止まったという事例もあります。今後、こういった先のことを考えたときに、本当に今の体力で維持し続けることができるかどうかということは、もう待たないところだと思っておりますし、その一方で、島民の方を不安にさせないということも大変重要だろうと思っております。私としては、浦戸の方にもある意味では、公設民営なり民営化なり、そういったことのお話をさせていただいたら、すぐさま否定をされました。でも、大切なのは、そういった実情をしっかりとお知らせをして、そのことについて、やっぱり議論をする、意見交換をするということが、重要だと思います。今までだと、拒否された時点でもうすぐ引っ込めてしまう。これが、全てにわたって問題があるのではないかと私は、考えておりました、しっかりとした情報を提供させていただく。それについて、意見交換をさせていただく。こちらの事情は、お伝えをして、先様からのお話もしっかりと聞かせていただきながら、できること、できないことがあろうかと思っております。そういったことを全てにおいて、聖域なき議論を重ねることによって、よりいいものが生み出されるのではないかと。もしくは、塩竈市としての現状を市民の方々にお伝えすることが必要なのではないかと厳しく受け止めておるものですから、こういった問題に対しても、市議会の皆様方にもしっかりと情報提供させていただきながら、右肩上がり成長し続けた時代は、とっくに終わっております。もう既に縮小傾向、減少傾向に入っていますから、その現実をどのように教授をして、その中で行政として対応でき得るのか議論を進めながら、身の丈に合った行政運営ができるように積極的に進めさせていただきたいと考えてございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございました。

市長からも今後、議論を重ねながらやはりいい方向につくっていくということで、答弁がございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、資料No.5の部分で質疑させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

4ページの16の会計事務及び決算の処理第6条法第34条の2ただし書の規定に基づき、水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとするということで、これは、新しく多分追加になったのかなと思ひます。ということは、上下水道からやはり上がってきた出納、会計は、会計課会計管理者がチェックして決済を行っていくのか、その辺、お願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 今回の企業会計の会計の事務の一元化についてでございます。

今回の組織見直しと併せて実施する会計事務の一元化につきましては、出納業務での審査等に対してチェック体制の強化が図られるもの、また、透明性の確保につながるものと考えてございまして、具体的には、例えば、下水道課で支払いのときの支出負担行為、そして、支払い伝票を作成しまして、それを会計課でチェックをする。実際に支払いまでを会計課で行うということで、今のところ、考えてございまして。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ここに下水道だけ載っていて、水道については、記載がないんですけれども、これは、何かいろんな規約とか、いろんな条例になっているとか、その辺を教えていただきたいと思ひます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 水道につきましては、水道の規定で今後定めるということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

それは、同じだということだとは思ひますけれども、では、こういうチェック体制が整うと

ということが、どういったメリットがあるのか。その辺なんかも検証されているんでしょうか。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 そうですね。今まで企業会計につきましては、病院は、会計課を通して支払いはしているんですけども、下水道も法適用化になってからは、その内部で全て支払いまでをしておりましたので、なかなか外部の目が、外部組織の目というんですか、入らない状態でした。そういうものを会計課のほかの一般会計と同じようにチェックを働かせることで、チェック体制の強化と透明性の確保というものを図っていきたいと考えてございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ということは、人員もこの会計課の負担が、かなり多くなってくるんじゃないかなとやはり思うわけですけども、一般の会計もありますし、上下水道の会計なんかも今度上がってくるということで、今現在の人員でできるのか、できないのか。その辺も検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質疑に移ります。

次に、議案第67号ですけども、資料No.8の6ページ、塩竈市の非常勤の消防団について、質疑させていただきます。

先ほど説明でおおむね理解ができました。全国的に減少傾向にある消防団員でございますけれども、たしか昨年12月に国が、消防団の人材確保に向けた、出動した際の手当の引上げということで、今回、多分出されたのかなと思います。

そこで、本市の消防団の入団状況とか、推移についてですけども、どうなっているのか、お伺ひしたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 消防団員の入団の推移でございますけれども、塩竈市では、塩竈消防団と浦戸消防団ということで2つの消防団がございます。手元にある資料の中で、10年前というか、震災のときの人数でございますけれども、塩竈消防団員が94名いらっしゃいました。現在は、78名ということでございます。浦戸消防団でございますけれども、こちら平成23年4月1日でございますが、71名ということですが、現在は、50名ということで、震災のときから比べると減っているという状況でございます。ただ、ここ5年間の推移でござ

ございますけれども、塩竈消防団に関しては、80名前後、浦戸消防団については、50名をちょっと超えたぐらいの人数ということでございまして、ここ5年間ぐらいは、減少傾向には歯止めがかかってきているのではないかなと捉えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

おおむね人員の80名ぐらい、多分目標にされているかなと思いますけれども、やはり今回の提案ということで報酬の引上げということだと思いますけれども、やはりこの消防団員になる入団というのが、私は、やはり報酬だけではないかなと思います。

我々公明党なんかでもこれは、取り組んだことがございまして、やはり大変な危険な仕事というか、消防団員でございますから、そういうのもやはり危険なことをしたくないという方が多くなってきている。それから、少子高齢化が進んでいるので、経済が低迷しているのも、やはりサラリーマンの方も多くなってきているということで、通常の平日出勤ができないというのもやはりあって、入団に行かないという部分もあります。

もう一つは、やはり消防団員に対する住民の認識とか、そういう関心の低下が、多分あるのかなと思いますので、ぜひともここは、対策として、学校なんかでよく教育の中で、防災の意識を高めるために日頃からそういった部分も含めて防災人材の育成につながると思いますので、ぜひそういうことも検討していただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 消防団の活動でございますけれども、確かに災害時には、命の危険はありながら、実際に活動するというところでもございますし、なかなか消防団の方のご意見とかを聞いてみますと、もっと日常から活躍する場を設けてもらいたいとか、あるいは、もっと実践的な活動をしたい、実践的な訓練をしたいと前向きなお考えとかがございます。委員さんがおっしゃったとおり、日頃から活動ということで、地域の防災訓練とかにも参加したいと。あるいは、学校とかで救急救命の講習とかを消防団が務めながら、子供たちに消防団の活動を含め、お話ししたいとかご意見もあるようでございますので、現在、消防団の方と塩竈市が共同して消防団の在り方検討会というのを12月1日につくりました。それで、その中で消防団の処遇の在り方、あるいは、地域防災に係る消防団の活動の在り方、あるいは、消防団員の加入促進の在り方ということで、この3つの在り方を中心に消防団の

方々からアンケートを取ったり、町内会の皆様からもアンケートを取ったりしながら、現在の課題というのを注視させていただきながら、今後の消防団における方向性というのをまとめていきたいと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

本市には、やはり高校もございますので、そういったつながりで高校にもそういった防災の人材の育成という形でお話しされてもいいのかなと。自治体でもやっているようなところもございますので、ぜひ検討していただければと思います。

最後になりますけれども、同じ資料の中で、35ページの学校給食の調理事業の一部の委託の拡大について、質疑させていただきます。

学校給食の調理事業というのは、一部委託になっているわけですが、今回、6校は、もう既になっております。私は、この2点、やはりアウトソーシングになるわけですが、心配されるのが、配置職員の検討、特に児童の保護者への周知、この2つが、やはり皆さんの心配される所かなと思います。

1つには、配置職員の対応ですが、改めて委託された後、職員なり非職員が、どのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 委託後の正職員、会計年度任用職員でございますが、正職員には、基本的には、通常の異動と同様、勤務場所の変更があること、会計年度任用職員に対しては、市の雇用が終了となりますが、給食調理委業務に関わる意向をお伺いして、希望する場合には、委託業者に会計年度任用職員の雇用の受入れについて、働きかけていくこととしております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。やはりそういったつながりをできるような体制をやはり進めていただければと思います。

2つ目なんですけれども、児童生徒の保護者への周知内容なんですけれども、どのような内容を理解するために説明されているのか、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 保護者への説明は、どのように行っていくかということでございますが、議決をいただきましたら、来年1月には、対象となる杉の入小学校に学校運営協議会で契約になりましたら、その事業者、委託内容をちゃんとお説明させていただき、2月には、市内小中学校の学校長及びPTA会長で組織する学校給食運営連絡会がございますので、こちらへ説明、同月中に保護者の皆様宛てに調理の委託について、通知することを予定しているところでございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

説明は、されると思いますけれども、保護者の方というのは、食の安全性ですか、その辺をやはり心配されている部分が大いなのかなと思います。プロポーザルで行って委託されるわけでございますけれども、企画提案の中に、やはり食の安全性というのは、多分書いているとは思いますが、その辺を食材のチェックなりとか、途中の段階でやはりもう完全にどういう食材を使って安全性はどうかというのは、定期的なチェック体制も必要だと思いますけれども、その辺なんかは、されておりますでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 安全性、衛生管理の問題かと思えます。

委託に当たって、厚生労働省の定める大量調理施設衛生管理マニュアル及び文部科学省が定める学校給食衛生管理の基準及び本市で作成していますマニュアルを含め、遵守することを仕様書の中で記載しております。

また、衛生管理においては、最終的に栄養士、学校長が、検食を行って、最終的な確認をしますのと、引き続き栄養士、栄養教諭は、配置されておりますので、メニュー及び食材の購入については、栄養士が引き続きやっておりますので、そういった中で衛生管理、安全安心な給食提供をしていきたいと考えております。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございました。

以上でございます。

○鎌田委員長 では、少し休憩を取りたいと思えます。暫時休憩いたします。再開は、11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言は、ございませんか。志賀委員。

○志賀委員 では、私からも議案66号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」について、質疑させていただきます。

今回、組織名が変わります。それに伴って、例えば、帳票関係の更新とか、更新費用とか、そういったものは、発生するのか、しないのか。それで、発生するとすれば、どのぐらいかかるのかということをお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 ある程度帳票等の変更は、生じるとは思いますが、今回、大きなレイアウトもありませんので、すみません。金額までは、はじいていないんですけども、それほど大きな予算というのは、かからないと考えてございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 発生すると。ただ、費用については、まだ積算していないということね。いいですね。予算のときにそういうのが、出てくるということになるわけですか。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 既存の予算の中で、支払いできるかどうかも含めて、次回の補正予算までに検討させていただきたいと思っています。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういった組織変更にあたって、やっぱり変更する場合は、費用の発生等が出てくるということであれば、やっぱりそれは、おおよそでもいいから変更に伴う費用の算出というのを我々に提示すべきだと思います。それを含めて我々は、審議しなければいけないわけですから。そういった費用がかかってまでやる必要があるものかどうかということまでやっぱり検討の判断材料となるわけですから、それがこれからだというのでは、なかなか。何か先走りなのかなという感じもします。別に変更が悪いとか何とかじゃなくて、そういうことまで踏まえてちゃんと提示していただけるとありがたいなと思います。

それと、今度、第67号の中での消防団員の方の改定が提示されているわけですが、分かりづ

らいのは、資料№.8の6ページの下に出動報酬というのが書いてあります。それで、今、災害の出動については、今まで1回3,000円が、時間に変更になった。ところが、警戒訓練その他については、回が日になったと。日でもどの程度の時間を日と考えるのか。なぜあえて回を日にしたのか。その辺の基本的な考え方を教えてください。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 回を日にした考え方でございますけれども、消防庁通知から、1回ということではなくて、日として対応するということでの通知がございましたことを踏まえまして、日という形の考え方をさせていただいております。

そしてまた、消防庁の日という考え方でございますけれども、1日当たりの時間ということで8時間程度ということの基本とされているようでございますので、そういった意味から、警戒訓練等に関しても時間的なところを踏まえまして金額を出しながら、実際には、その回ということから日という形で替えさせていただいているというところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 年間3万5,000円、それで、出動する。年間どのぐらい出動するのか分かりませんが、何となくこの警戒訓練に、例えば、1回出て、これが1時間で済む場合もあるでしょうし、1日かかる場合もあるでしょうし、消防署は、給料をもらっているからいいですけども、団員の方は、給料をもらっていないわけですよ。そうすると、1日丸々かかって、はい、3,000円です、3,500円ですと、もう500円上がったところで魅力は感じなくなるでしょうし、やっぱりそういうところをもうちょっと時間単位で計算できるような方法、やっぱり労働時間に応じて報酬が設定できるような方法にしたほうが、団員になる方も分かりやすいでしょうし、勧誘するときも明確にそういったものが、提示できるのではないのかなと思います。これで替えたから、消防団になろうかと思える人は、どの程度いるのかということですよ。だから、やっぱりそのところを誰が見ても分かりやすいところに、時間で計算ができるような方法にしたほうがいいのかなと。1時間出て3,000円もらえれば割がいいなと。だけれども、7時間も8時間も現場にいて3,500円か、割が悪いなということに、そういう判断も働くかと思えます。ですから、そういうこともちょっと考えながら検討されたほうがいいのかなと思います。これはこれで、従来よりは優遇されてきているという改正案ではあるかと思えますけれども、ただ、実情を考えた場合、やっぱりもうちょっときめ細かな

ものを示していったほうが、いいのかなと感じました。

それと、次に、議案第69号の中での国庫補助金の返還です。約6億6,000万円戻すということで提示されているわけですが、これは、被災者の住宅建設支援と津波被災住宅再建支援ということで書いてあるわけですが、例えば、発災当時のこういった費用を算出する場合の住宅建設支援が、例えば、被災件数が何件あって、そして、その支援を望む人が実際に何件あったのかと、そういった具体的な数字というのは、捉えているのでしょうか。

○鎌田委員長 いかがでしょうか。高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 すみません。後ほど、確認します。今、手持ち資料がないので、後ほど、確認してお答えさせていただきます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 震災ですから、なかなか予測がつかないところの中で、出っ張りへこみが当然あるかと思えます。へこんだ形で余ったからということなんだろうけれども、復旧事業なんかでは、ほとんどゼロで全部使い切っているというか、ところもあるものですから、ちょっとそこを聞きたいなと話をしました。

それと、同じく一般会計で、小学校のアウトソーシングですか。これが、4,880万円というのが、提示されているわけですが、これは、3年間の限度額ということなんですか。3年間で4,880万円なのか、単年度で4,880万円なのか、私、判断できないので、お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 令和4年度から6年の3年分でございます。（「聞こえない」の声あり）3か年分でございます。3か年分の合計金額でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 我々の説明資料の中に、これは、そこのあれとちょっとずれるかもしれませんが、期間が、令和3年度から令和6年度と書いてあるわけですが、令和3年からだと4年間になるわけですが、一方では、4年度からと書いてあるわけですが、もうちょっとその辺の表示を的確にしていだけないかなと。債務負担行為で皆同じだと思いますけれども、何か令和3年度なのか、複数年度なのかというその数字が。もうこれは、ちょっとずれるけれども、廃棄物関係なんかもそうなんだね。9,500万円と書いてあって令和3年から令和4年度と書いてあるんです。これは、この場では、あれですけども、そういう数字を出すときに、資料

として我々に説明するとき、もうちょっと明確に分かるような資料を提示してくださいというただの要望です、これは。

それと、議案第72号について、質疑させていただきます。

これは、資料No.8の40ページです。

契約の明細、工事契約台帳が提示されているわけですが、多分設計したのが、定住促進課の方なんです。一応建築の専門家という。この予定価格を当然積算するわけですが、この積算する根拠というのは、やっぱり県の建設関係の単価に乗じた価格単価で積算されているのか、そうではないのか、お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 積算に係る分というのは、今回、建築なので、まず、基本的には、図面で起こす。実施設計を図面でまず起こし、その図面によって得られている材料、部材の数量、そして、それに係る人工というものを建築技師が、計算するというやり方になります。

問題は、単価というお話ですが、もちろんこれは、基本的には、県の労務単価を活用していくというものになります。そのほか、部材の数量の経済設計でありますとか、あるいは、品質を保持しながらもできるだけ安いものに替えるとか、そういった経済設計を加えながら積み上げていった金額と伺っております。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 工事ごとに単価が変わるということは、ないわけですよね。普通は、公共事業ですから、そこに決められた単価があって、部材でも何でも、ちゃんと県の単価表がありますよね。だから、それに基づいて積算するんだらうと思います。予算がちょっと足りないから、さじ加減でここを減らして単価を減らしてなんていうことは、多分やらないと思います。結局、そういうものに多分基づいていると思います。

それで、今回も一般競争入札という形でここに書いてあるわけですが、建設業界が、オリンピックも終わって何か比較的落ち着いてきている時期に、2者しか参加していないというところが、どういうことが原因でこういうことになるのか、お聞きしたいです。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 大変恐縮ですが、詳しい中身まで、今、ここで分析したもののお話が、できませんけれども、最近の傾向をお話をお伺いしますと、やっぱり技術者の確保が難

しくなっている。人手、雇用の問題も業者さん側にもあるのかなというところの聞き及んでいる部分もございます。そういった技術者の確保をしながらも、大きな工事を取るためには、やっぱり人員体制が必要になってきているのは、当然のことだと思います。そういう中で金額の入札ということになってまいりますので、恐らく下請けの金額でありますとか、自社の技術者の確保でありますとか、そういうトータルをしたときにこの工事、この金額の工事が、自社で受注できるかどうかということのご判断をさせていただいているということになるかと思っておりますので、最近の傾向でいきますと、そういった各社のご事情というものが、かなり意向として反映されてしまっているのではないかなと伺っております。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 疑うわけではないんですけれども、この2者が、大体塩竈市の小中学校の工事をほぼ独占している感じなんですよ。ここに談合があるのか、ないのかとか。例えば、結局、予定価格が、税抜きで1億7,280万円に対して、1者は、1億7,000万円、1者は、1億6,700万円という、非常にかちかちの数字が、見積りが出てきているということを見たときに、ひょっとしたら情報が漏れているんじゃないかとも考えられるわけなんですけれども、この前も市の発表前に情報が漏れて新聞に載ったことがありますので、そういうところを今後、やっぱり含めて市の情報管理というんですか、そういったものをやっぱりしっかりとやって取り組んでいただきたいなと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これからますますこういった公共工事が、減少傾向に入ってきていると思います。そういった中であって、どのような形で入札を執行していくかというのは、一点の曇りもなくやらなければいけないのは、当たり前だと思います。

その一方で、私も市長になって2年ちょっとですけれども、やはり怪しいと疑われるんじゃないかと思うものが、散見されました。こういったことについて、今、精査を進めております。どこまで私自身の状況で精査できるかは、分かりませんが、皆様方に誤解を与えないように、もしくは、また、建設業界、地元の建設業界の皆様方のご協力なくして、やはり災害対応とかは、できないところもあります。そういったところもございますが、私どもとしては、でき得る限り、地元の業者の皆様方には、適正な、そして、平等な公平な入札制度の下で皆様方にご指摘をいただかないような執行というものをこれからも監視を厳しくし

ていきたいと思っております。入札するときの当然条件もいろいろあると思っておりますけれども、入札が終わって工事をしていただいた後、その検証を相当厳しくやらせていただきたいと考えておまして、それには、市役所だけでは無理だろうと思っております。外部の入札の監視、もしくは、事業評価、そういったものを外部の方に適正に評価をしていただくことも今、重要だと考えておりますので、そういった視点からも、ぜひ新年度からそういった取組ができるように考えさせていただいておる状況でございますので、志賀委員におかれましても、ぜひそういった視点で今までご指摘いただいたところもありますので、誤解はされないような入札の在り方については、とことん突き詰めてやらせていただきたいと思っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 これを見ますと、設計図の配布日が、令和3年11月4日、そして、入札が11月22日と18日の期間はあるものの、この1億7,000万円の事業で、16日間で新たにぱっと見たときに建設関係の方が、すぐに見積りが可能なのかどうかというのは、図面が提示されているのかどうかも含めて、前から言っている提示から入札までの期間をもうちょっと延ばした参加できやすいような下地、素地等をつくっていくことに今後とも努力していただきたいと思えます。

私の質疑は、以上でございます。

○鎌田委員長 ほかは、ございますか。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 重複を避けて、何点かお伺いをさせていただきたいと思えます。

先ほど志賀委員から、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、国庫補助金等返還金費のところについて、当初の見込みの部分ということでお伺いがありましたけれども、それに加えて、今、手元があればということではおったんですが、今回、令和2年度で終了した津波被災住宅再建支援事業の終了に伴う返還だということで、例えば、これまでの事業実績ですとか、要は、幾ら入って、幾ら執行されて、必要とされる方に全て行き渡ったと捉えていいのかどうか。そのあたりを確認させていただければと思えます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 こちらの担当課は、生活福祉課になるので、詳しいことまでは分からないんですけれども、まず、基金へ今回、受け入れた額、件数は、先ほど分からなかったんですけれども、金額については、14億7,750万円を県から基金へ受け入れたということにな

ります。交付額につきましては、8億1,495万6,000円ということで、残りの6億6,254万4,000円を令和2年度での終了に伴い、返還するというものでございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

となると、やっぱりその割合として、およそ15億円に対して8億円ということで、残6億何がしということだったので、今、お調べいただいているようでもありましたので、そのあたりも後ほど、お聞きをしながら考えたいなと思います。

それで、続きまして、債務負担行為、給食調理業務の委託の部分で、先ほど来、お伺いがありましたので、重複を避けてお聞きをしたいと思います。

まず、今回のこの事業に当たって、その概要のところ、一番大きなところで、安全で安心な給食を安定的かつ効率的に提供するためということでの委託と記載がございますが、この安全で安心な給食を安定的かつ効率的に供給するためにこういった形の事業を行うというのが、どういう意味合いのことなのか。その件をお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 安全で安心な給食を安定的かつ効率的に提供することでございます。

安全で安心な給食については、先ほどの文部科学省のマニュアル等、基準に基づいて、安全安心な給食を提供していくということでございます。

安定的ということに関しては、今後、調理員の人数等も踏まえて、そこをきっちり対応しながら、ほかの学校も含めて安定的な給食を提供するために、委託化を一つの手法としてさせていただいております。

また、効率的な部分については、民間活力を活用することで効率的な運営等に資することができるよという趣旨で、記載させていただいております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 おっしゃるようなことなんだろうと思いますが、これまで直轄、直営でやっていたということから、こういう形に委託をするということに当たって、こういった目的があるんだよと。となると、今現在は、できていなくて、こうすればできるよという意味合いの何かがあるのかなと思いますが、そのあたりについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 直営と民間で、今、直営でやることに大きな課題があつてという趣旨の部分ということではなくて、先ほど申しましたとおり、塩竈市行財政改革推進計画、塩竈市のアウトソーシング基本方針ということで、こういった民間でできるものは、民間でやっていくという趣旨に合わせてアウトソーシングを進めていく。その中でより効率的な部分があれば、それも活用してやっていきたい、そういうところでございます。

鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 その中身が、はっきりとおっしゃっていただけないと、なぜ外部委託なのかというあたりの理由が、私としては、明確に見えなくて、例えば、ある意味では、金額的な部分でメリットがありますよだとか、そういった明確なお答えがあればいいんですけども、こういった計画がある、あるいは、方針があるということをもって拡大しようとするものとなってしまうと、私としては、一体なぜなんだろうというあたりが、なかなか理解しにくいところがあつて、そのあたり、もうちょっと明確なお答えをいただければいいのかなと思つたんですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 より具体的なということでございますが、まず、安全安心で安定的な給食ということはございますが、安定的かつという説明が、繰り返しになってしましますが、職員の全体の給食提供の配置人員をちゃんと確保しながら、安定的に給食を運営していくということも一つの大きな目的でもございますし、また、アウトソーシングという意味で、先ほどのコストメリットの部分ですね。一定程度当然ながら、内部の中の検討の中でコストメリットも図られる部分もございますことから、それにおいて、効率的に提供していくと考えております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか……。お答えいただけますか。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 第4次の行財政改革推進計画の話の計画上にも記載はされているというお話は、ありますけれども、一方では、こういった現業職の見方というルールに関しましては、国でも各自治体にもいろんな様々な指導なども入ってございます。そういう一つの中で、現業職の退職の不補充であつたりとか、そういった指針というものやはりこちらも一定程度確

保していく、守っていくという部分がございました。そういう中での第4次行財政改革推進計画の策定経緯があったということもありまして、まずは、本市においてもその現業職の減少に伴って委託化をしていくような方向性というものを定めさせていただいた。ただ、一方では、お話が、ただ単に行財政改革だけの意味合いではないということにもあります。職員の労働環境でありますとか、もちろん、それは、民間の方のノウハウも十分に活用する中で、職員の労務というもの、労働環境の改善だけではなくて、仕事を見直し行くという観点も大きくございます。民間に委託してルーチン的なものを、日常業務をやっていただく一方で、市の職員は、もう少しほかの分野で、例えば、プランニングでありますとか、様々な分野でその職員の活用をしていくという考え方も一方ではありまして、そういう中で、民間と、それから、職員とバランスよくそういった行政運営をしていくという視点の中で、今回、進めているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 先ほど図らずも国のということでもお話がございましたが、実情という点では、なかなか説明にご苦労される中身でもあるのかなと捉えておりまして、そういった点では、給食というものを踏まえたときに守られるべきものが、しっかり中身として守られることを担保された上で、例えば、実際の職員の方の雇用の関係ですとか、もうそういったあたりもしっかり踏まえていただきながら、どこまでやるのかというあたりで、ある意味では、落どころが、こういうことになったのかなという捉え方でもあったんです。そういった中で、先ほど菅原委員の質疑にもありましたとおり、会計年度任用職員の方については、例えば、雇用の働きかけを行うですとか、そういったお答えもございましたので、そういった部分の対応については、そういった形でやられるんだろうと理解はいたしました。

それで、あとは、給食の安全性と、あるいは、保護者の方への説明はというところでも先ほどお答えがございまして、仕様書の中でその基準等について、定めている。あるいは、栄養士の方については、これまで同様、しっかりやるんだと。ある意味では、守られるべきは、守られるというその意識が、そのあたりに表れている取組なのかなとは、受け止めました。

それで、保護者の方への説明について、なかなかここに関しては、難しいところだと思います。というのは、運営協議会、あるいは、運営連絡会のあたりで説明をしていくという中で、実際、私も保護者の一人ですけれども、そういったところには、ある意味では、書面でぼん

と来るだけの話になってしまって、それを手元でしっかりと見るかどうかというあたりでも大分ばらつきが出てくる話でありますので、その辺、とはいえ、子供たちが、日常的に口にするものですから、そのあたりの心配というのは、やはり出てくることだと思いますので、そこについては、丁寧に進めていただくのがいいのかなと思っております。

続きまして、議案第72号の長寿命化改良工事の関係でありますけれども、先ほど来、この点につきましてもお伺いがありまして、総括でも何点かあったかと思いますが、前回、その予定価格を上回ったため、不調であったということで、今回、入札が入った主な理由といたしますか、前回とどう違って、どう入ったのか、その辺、聞きたいと思えます。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 資料は、資料No.8の40ページの中でということによろしいですか。

まず、金額というところで、今回、見直しをさせていただいたというところでは、今、燃油高騰もございまして、様々な資材が高騰しているという分があります。やはり前回の積算見積りでは、なかなか落ちないということが分かっておりましたので、そういった、いわゆる物価スライドのような形で単価の見直しなどもやらせていただいたというところでは、一番大きいところは、設計の見直しという部分になります。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

設計の中身、その在り方については、先ほど志賀委員からも質疑があったとおりでありました。

それで、実際にこれが進むということになった際に、今後の予定ということで、12月から契約手続、工事着手ということでのスケジュールが書いてございますが、コロナ禍ということもあって、子供たちの学習への影響というあたりが、やはりちょっと心配される場所でもあるんですけれども、そういった工期内における児童等への対応と、保護者の方にどのように周知、説明方されるのか。その辺、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今現在、北校舎は、解体工事を行ってしまっていて、今現在、使われておりません。特別教室棟も含めて南校舎に普通教室とかも設置しておりますので、そちらで授業等をやっているところでございますので、この工事の期間の大きな

授業等への影響は、ないものと考えております。

ただ、今回、補正予算をお認めいただきましたら、実際、工事に入りますので、その点については、きちんと保護者に学校を通じましてお知らせしたいと考えております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。児童等については、特に影響はないということで、あとは、説明方だということをお願いしたいと思います。

それで、最後、第66号、これまでもたくさんお伺いございましたが、行政組織条例の改正、一部改正について、ちょっとお伺いしたいと思います。

それで、ちょっと重複は避けたいと思いますが、資料No.8の2なんかを見させていただきますと、今回の見直しの基本方針というところで1、2という形で載っています。そういったことの前段として、ちょっと心配だったんですけれども、例えば、令和3年度、まさに今年度当初に組織としては、そのままだったんですけれども、管理職をはじめ、大変大きな異動があった中で、改めてこういった組織再編を伴うさらなる変化があるという中で、例えば、管理者の方によっては、1年でまた異動みたいな話にもなってくるのかなと思いますが、そのあたりでさらに混乱が起きやしないか。さらにと言ってしまうとあれなんですけれども、そういった心配もちょっとあったんですが、そのあたり、何か現時点でお考えじゃないんですが、ありますでしょうか。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 組織改編に伴っての配置という話かと受け止めさせていただきました。

もちろん、名称が変わったという部分だけというところも今回、散見される部分がありますので、やはり安定的な継続性というのを考えたときの人事管理というものが、非常に大切であるという認識は、当然ながらございます。

ただ、一方で、今回、組織改編の大きな目的というのが、第6次長期総合計画の実現であります。つまり、我々の塩竈市の政策をきちんと市民の皆さんに提供していただくための大きな考え方になってございますので、そういったところも含めた人事の管理というものも併せて整理をさせていただこうと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、ちょっと中身に触れたいと思いますが、見直しの基本方針ということでここに載っております。それで、先ほど部長がおっしゃったとおり、第6次長期総合計画の実現に向けた組織づくりなんだということで、先ほど菅原委員からもお伺いがありました。それで、どのあたりが、実現に向けた組織づくりなのかという点では、これまでの市民総務部の考え方から、例えば、分割、統合を経てということでのお話は、ありました。

それで、例えば、(2)のところなんですけれども、時代の潮流、あるいは、市民ニーズの変化に対応できる組織づくりというものが、目的の1の(2)のところにある。これは、どういったところに表れてきたのか。そのあたり、ちょっと初めにお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 時代の潮流に伴う見直しということですが、まず、こちらについては、今、デジタル庁が設立いたしましたので、まず、デジタル化など、社会経済変化、環境の変化に伴いまして、今後、いろいろ市民ニーズが必要となってくるものに対しまして、それをまず、デジタル化の強化をする。また、職員に対する研修強化をすることによって、人材を育成するというので、今回、人財育成係というものを設置させていただいたというところで、そこら辺が、時代の潮流に基づいた組織の見直しということになります。

以上になります。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 時代の潮流という話というのは、それだけではなくて、最近頻発しておりますいろいろな災害、地震等の災害の発生なんかもございましたので、今回、特に危機管理課というものを設置する中で、危機管理監のほかに危機管理課を設置しているという考え方もこちらで整理をさせていただいております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

実は、先ほど部長がおっしゃったことをちょっと併せてお聞きしたかったんですが、時代の潮流というところちょっと何か前向きな感じがするんですけれども、この間のちょっと負の変化として、災害が頻発するものもあったので、そのあたりでどういうことかとお聞きをしようとしたんですが、まさにその先を読まれたなと思いました。

これまで防災係という形で災害にご対応いただいていた中で、なかなか対応し切れなかった

部分もあったんだろうと正直なところ、捉えておったんですが、そういった関係で今回、危機管理課という名前で単純に係から課ということだけではないんだろうと思いますが、そのあたりで、防災の取組がどのように強化されるのか。ちょっとそこを改めてお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、災害に対する強さ、しなやかさを持つために、災害時の指揮命令系統を強化するために危機管理課を設置したということでございます。また、今、地域防災計画につきましても策定中でございますので、それらにつきましても人数等の増を図りながら強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。その点については、ぜひにというところでございます。

それで、ちょっと初めといいますか、基本方針の関係に戻りたいと思いますが、適正な規模でのマネジメントということで、その適正な規模というのがどういう意味なのかということ先ほどお答えがございました。部としては、100名以下だと。課としては、20名以下だということの基本にされて、そうした中で、要は、人が多すぎると管理し切れないといったらあれですけども、ある意味では、しっかりとマネジメントできるような人数の中で、それぞれの組織を構成していくという部分の意味合いのかなと思ったんですが、実際にその部の中でどういった業務を行うと。その業務に対して、例えば、このぐらいの時間がかかる。このぐらいの人数が必要だと。そういった事業の仕分をもってどの事業をどこで行うかという部分の考え方も含めて、100名以下でしっかりできるねという考え方、あるいは、課でいえば20名以下でここでやるべき業務については、しっかりできるねという考え方を踏まえた上で、適正な規模として組織をつくっていくということが、必要なんだと思いますが、そのあたりについて、事業と課、あるいは、部、そういったところの考え方といいますか、今回、どういった考え方をもって割り振りというか、適正な規模というところを目指したのか。ちょっとそのあたり、お聞きできればと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 今回の組織見直しにつきましては、部ごと、または、課ごとの、例えば、業務量のばらつきが大きいという部分で、課題と捉えてございまして、まさに市民総

務部については、100名を超えるということで、そこは、分割する。ただ、業務につきましては、今後、今、庁内で定数のヒアリング等を通して、その業務量が適正なのかというものを確認させていただきまして、人員の配置などを今後、検討する中で、適正な業務量というのを検討していきたいと思っております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 今、お答えがございましたが、適正な業務量については、今後、検証していくと。例えば、今回、改めて新設をされた総務部の中で、こういった業務がある、あるいは、想定をされる。そこにおいて、適正な業務量について、これから調査検討を図った中で、改めてこの人数でできるのかどうかという考え方は、今回、セットでこういった形で組織として表れたわけではなくて、業務量については、あくまでもこれからということなんですか。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 今回の組織見直しに当たりましては、事前に業務量の調査というものをさせていただいております。つまり、人数、正職員が1.0人という人工というところの整理をして、人数と、それから、今の業務量、必要業務量を全部洗い出しをするという調査を行っております。そういった経過の中で今回は、一旦その業務量に基づいた組織案というもののご提案をいただいたという経過がございます。ただ、今の組織あつての業務量からだけでは済みませんし、今回の調査に当たっては、そのほかに類似団体との比較なども行ったという中で組織案をまずは、たたき台として業者さんでご提案をいただいた。ただ、やはり時代の潮流とか、先ほどのお話にもありましたように、様々なもう流れというのが、変化がございますので、その業務量を見ながらも、今の、そして、これからの行政運営、あるいは、先ほど言った第6次長期総合計画の実現に向けた内容としてどう組織があるべきなのかということは何度も整理をさせていただいた中で、数回にわたって見直しなどを重ねた結果として、今回、庁内でこういった内容にまとめ上げた。もちろん、職員に意見聴取なども行いながらもこういった組織に積み上げてきたという内容でございます。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 そういった調査は、されてきたと。例えば、この中身なんかをぱっと見させていただきましたときに、例えば、産業部門と建設部門が統合されるという中で、例えば、部として100名以下なんだよというお話が、ぽんと出てきてしまうと、果たしてこれまで産業、ある

いは、建設で行っていた業務について、どのように仕分をされて、それが一体化したときに人数として統合されるということは、100名以下ということになるのであれば、これまでの業務の関係、あるいは、今後、必要になる業務も含めて、そこでしっかりと無理なく請け負っていけるという話が、セットであってこそその組織づくりかなと思ったものですから、ちょっとそのあたりについて、お聞きをした次第です。そういったことにおきましては、先ほど実際始まってみなければなかなか難しさもあるのでしょうか、そのあたりは、今後も引き続きということにはなるんだろうと思いますが、そのあたりについて、事前の調査の中でというお話もございましたので、その点については、一旦受け止めておきたいと思います。

それと、危機管理課の関係は、先ほど聞きましたので、上下水道部の関係だったんですけれども、支払いの事務等の一元化という点では、今後、チェック機能を働かせていくということで理解をいたしました。それで、私の勉強不足かも知れませんが、水道部と下水道課が今回、上下水道部に統合されるという中で、各会計との関係では、特に何も変化なく、大きな全体の会計、水道、あるいは、下水道というその会計の中では、部が統合されることで何らかの変化といいますか、そういったものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 水道部と下水道課の会計自体は、それぞれの会計担当ということで、経理担当を設けながら支払い伝票の作成などをしていくということになります。

以上でございます。

○鎌田委員長 鈴木水道部長。

○鈴木水道部長 会計ということでは、今までどおり、水道事業会計が水道事業会計、それから、下水道事業会計は下水道事業会計ということで、下水道は、事務適用でございますが、そのようなままでございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 理解をいたしました。基本的には、その会計は、中身としては、これまで同様ということで理解をしたいと思います。

最後の部分なんです、全体の見方として、長期総合計画特別委員会でも私も議論させていただきましたが、あくまで長期総合計画で述べられている様々な施策ですとか、それをもってしてどういった目的で計画を立てていくのか。その実現をなすための組織の再編だということで私も捉えております。

そういった中で、業務量、あるいは、業務時間、職員配置等について、引き続きの検証も踏まえながらということでありましたけれども、例えば、アウトソーシングの考え方等も踏まえて、先ほど市長からも聖域なきというお言葉で、そこについてのお話があったわけですが、やはり心配してしまうのは、例えば、今回、部100名、課20名、そういったお話もありましたけれども、逆にそういった人数ですとか、行政コストですとか、そういったところが、ある意味では、聖域になってしまうこともあり得るのではないかという危惧もありまして、そういった意味では、守られるべきものについても踏み込んでいくような、そういった懸念が、やはり私としては、あるわけなんです。そういった点で、今回、この組織の見直しの中で、そのあたりが、どう表れてくるのかというのは、なかなかちょっと私としても受止めとして難しいところはあるんですけども、例えば、先ほど部長がおっしゃった様々な検証、そういったものを踏まえて、例えば、減らすばかりではなく、増やすべきは、増やすですとか、そういったところについてもある意味では、聖域なき考え方かなと思っておりまして、その辺について、そのあたりも含めてのその前段としての今回のご提案と捉えていいのかどうか。そこだけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大事なご指摘でもございますので、私からお答えをさせていただきます。

物の見方によって、いろんな考え方が出てくるということは、もう当然のことだと思います。私自身が、物すごく感じているのは、今の塩竈市の状況の中で、正職員の適正な人数は、何人なんだ、例えば。それを補っていただくために任用職員の皆様方が、何人必要で、トータルバランスとして、どの程度の人数が、市役所の組織として必要なのか、適正なのかということについても今の時点で見いだすことがちょっと難しいとこの2年間で判断をさせていただきました。そういったバランスを見ながら、また、今の潮流なり市民の皆様方のニーズなりということもありますけれども、まずは、類似団体を含めてしっかりと正職員の数が、どの部に、どの課にどの程度必要なのかというものも一つの基準をつくりながら、そこに照らし合わせて上下させていくことも絶対に必要だろうと思っています。それと同時に、ご承知のとおり、正職員の方が、例えば、500人いたとして、病気でお休みになっている方々も当然いらっしゃいます。それは、常に変化をします。そういったときに足らざるところをどう補っていくかということも大きな課題になっていて、そういったところに任用職員の方が、例えば、総務部総務課は、5人必要だ、別の部課は、3人必要だということの適正もこれは、や

やはりしっかりとまずは、たたき台なり、言葉が、ちょっと変かもしれませんが、動かしてみても、それでどうなんだという見方も必要だろうと思っています。

これまでの現状を踏まえれば、大変恐縮なんですけれども、やはり状況によっては、そういった聖域に触れることを恐がって、それをやらずして今日の状態にいろんなこと、いいことも悪いこともありますけれども、やらずして今日の状態になっていると僕は、判断させていただいているので、そういったことを結論がどうなるかは別にして、しっかりと聖域をつくっちゃうとそこにオブラートで包んで、その上から議論することになってしまうので、そのことは、後からもし、問題になったり、課題が出たときに、そこからその本質をつついて行ってもまた同じ議論の繰り返しになるだろうと思っています。

ですから、議論をするということは、聖域をつくってしまわないで、そこからまず議論をして、皆様方にお示しさせていただく部分は、どこからなのか、どういうところから始めるのが必要なのかということをしつかりやり切らないと、また、同じ問題を繰り返し、繰り返し、繰り返し、行ってしまっ、無駄な労力だったり無駄な財源だったりを延々と使い続けると僕は、感じていますので、こういったものについても当然一つのたたき台の中で動かしながらやらせていただく必要性を物すごく感じています。

ですから、ここは、10人必要だ、15人必要だ。これは、決め打ちは、なかなかできないだろうと。一つのたたき台、これは、しっかりと相談してきて、今までの歴史もありますので。ただ、そこからやはり常に臨機応変に対応できる仕組みづくりというのも非常に重要ななと思っていて、概念的な話しかできないかもしれませんが、常に市議会の皆様方からこういったご指摘をいただきながら、改善の努力をし続けたい。ただ、基本的に考えていただきたいのは、最大で6万4,000人いた人口が、今、5万3,000人になっているんですね。職員の数が、どの程度減ってきたのか。任用職員の方がどの程度減ってきたのか。行政の様々な事業が、増やすことは、増やし続けてきているのは、今でも変わらなくて、これをやり続けることなんてあり得ないと思っていますから、そういったところをしっかりと精査させていただくためのこういった組織の在り方というのも非常に重要なだろうと思います。ここにいる皆さんが、その経験を今までしたことがないんです。事業の、これは、難しいんですね。途中でやめるといのは、批判もありますから、難しいんですけれども、それをやっぱりスクラップ・アンド・ビルドじゃないですけれども、しっかりと見ながら、精査をしながら、やはり身の丈に合ったものに変えていかないとたないといのは、もう皆様も私も

物すごく感じているところでもございますので、そういったことを加味しながら、今後もういった状況については、適正な規模を追い求め続ける形になると思いますけれども、しっかりと皆さんのご意見を聞きながら情報開示をして、議論をして、よりいいものを提案させていただけるように考え続けていきたいと思っております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 お考えについては、お伺いをさせていただきました。

今回は、ある意味、一つの形としての提案だということで、今後、様々状況の変化、あるいは、検証の結果等を踏まえて、柔軟にご対応されるということで、受け止めたいと思いますので、以上で私は、質疑を終わりたいと思います。

○鎌田委員長 ほかは、ございますか。土見委員。

○土見委員 それでは、市民歌も流れましたので3分でというわけにはいきませんが、端的に質疑させていただきたいと思います。

資料No.8と8の2と、この2つを使います。

まず初めに、消防団員のところなんですけれども、6ページ。

ここを議論する前提の話としてなんですけれども、消防団員、今、それぞれの団で20名程度減っていますという話は、先ほどご案内いただいたんですが、適正な人数としては、どれくらいなのかと考えているのか。団員の業種もだんだん変わってきていると思うので、適正な人数も変わっているとは思いますが、現在、適正な人数としては、何名程度と考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 条例上の人数になるわけなんですけれども、こちらは、消防力の整備指針に基づき、算出した人数ということになるんですが、2団体あるということで、塩竈消防団が、条例の定数としては165名、浦戸消防団では80名と合計245名というのが、条例上の定数となっております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。結構、どこにも足りないような状況なんですね。分かりました。ありがとうございます。

次に、議案第69号の中から、学校の調理業務のところのお話を聞きたいと思っております。

35ページなんですけれども、以前、協議会でもちょっとお話を聞いたんですけれども、アウトソーシングするとき、より効果的なアウトソーシングというところを考えていきたいんですが、前回もお伺いしたんですけれども、まず、現在、既に6校の委託をして、今回、7校目ということなんですけれども、今回は、累計6校で、一体今、何社に委託をされているのでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 4社でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちなみに6校で4社というのと一、二校につき1社という部分で、結構小規模単位で発注しているのかなという印象を受けるんですけれども、例えば、価格はもちろんなんですけれども、品質、もしくは、何かあったときの指導とかも含めて、同じところにある程度の量を頼んでしまう、要するに頼んだほうが、スケールメリットみたいなのは、働くような印象はあるんですけれども、あるのか、ないのか。まず、スケールメリットについて、お伺いできればと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 具体的にこうこうこうということではございませんが、例えば、大きいスケールでやった場合に、例えば、調理員さんが休みのときに相互支援するとか、そういったところなどは、考えられるかなと感じております。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 では、内部での相互支援とかは、特に価格だったりとか、学校側としても、例えば、4社とお話しするよりは、1社とお話ししたほうが話がしやすいとか、そういうことは特になく、作業の助け合いというところぐらいしかメリットとしては、感じるところはないことでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 学校側としては、学校には、1社だけ入りますので、学校としては、その1社とのやり取りになりますので、教育委員会としては、複数社との対応になりますが、その点では、学校では、苦勞という部分については、大きく差はないかなと考えております。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

すると、これは、学校単位で契約をするということなのか。要するに、教育委員会として6校なら6校分を、例えば、一括でやってしまったほうが、スケールメリットが働くのではないかという疑問をさせていただいたんですけれども。

○鎌田委員長 鈴木教育部長。

○鈴木教育委員会教育部長 確かに1校1校別な会社よりも全部まとまったほうが、当然スケールメリットが働きます。その辺は、今までばらばらの年度で委託してまいりましたので、その債務負担行為の設定もおののばらばらでございます。合う形になるときに合わせて、できるかどうか、今、検討を始めておりますので、それも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そこで、最後の委託期間3年間は、何でという話を聞こうかと思ったんですけれども、今、ご回答いただいたので、そこは、徐々に大きい単位で委託していくということになるかと思っておりますので、了解しましたとさせていただきたいなと思っております。ちょっと時間もあれですので。

次に、資料No.8の2です。組織の見直しについて、お話を伺いたいと思います。

前段、ほかの委員さんたちから質疑があったので、かいつまんでになるんですけれども、まず、2ページのところです。

(3)で人事給与係を人財育成係にという話があったんですが、名前だけ見ると大分仕事の内容が変わるのかなと感じたんですが、特に職務の内容的には、変更はないのか。その部分、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 総務人事課の人事になります。

今現在は、人事給与ということで、主に服務関係、給与の支払い等をやっているところですが、今、その中では、研修をしている担当もおります。来年度からにつきましては、ここをさらに強化して、体制を強化した上で、職員研修、人材育成も強化していくという意味での組織変更になります。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、やっぱり名前のおりに職務も変わっていくということで、ありがとうございます。

次に、同じページで、広報係、市民情報係から広報係ということなんですけれども、これまで特にSNSなりなんりの広報媒体を見ていくと、様々な部、課、もしくは、病院とかというところでそれぞれが媒体を持っていて、活動されているということです。それはそれでいいんですけれども、例えば、災害時とかの対応を見たときに、大本となるところの情報をみんなで拡散するとか何とか、そういう統制というのは、あまり取れた運営の仕方をしていなかったなというところは、見るんですけれども、この広報係というところできたというか、新しく名前が変わったと思いますが、ここの機能としては、塩竈市関係の部署の情報を一元管理するような、そういう機能というのは、持たせるのか、持たせないのか。その点、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、今回、広報係に名称を変更したというのが、やはり市民に分かりやすい、市の情報を広報するというので広報係にしたというものでございます。もちろん、市の広報情報については、広報で一元化するというのを目的に今回の広報係というものに名称変更しながら、さらなる情報発信をしていきたい形で見直したということでございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、4ページに移らせていただきます。

こちらを最後の質疑にしたいなと思ったんですけれども、福祉子ども未来部というものが、新しく名前変更も含めて行いましたということです。こちらのやっぱり生産年齢人口の拡充の部分とかも含めて、市長の思いが随分こもっているところなんじゃないかなと僕は、思っただけで見ていただいていたんですけれども、その中で、高橋課長のご答弁の中で、子ども未来課と保育課というのを分離することで強化を図っていますとお話があったと記憶しているんですが、これは、実際分離することで強化をするというのは、どういうことなのか。その点をお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、分離するというので、まず、今の子育て支援課というのは、やっぱり保育所の職員も含めて人数がとても多いということで、やっぱり保育所については、保育行政というか、保育所の今後の保育強化ということで、まずは、分離したということで、課長のマネジメント強化ということを図っているところでございます。

あともう一つが、子ども未来課につきましては、3番の(5)にあるとおり、子供や家庭に関する相談全般の対応等、要支援児童とか、書いていますけれども、まず、子ども家庭総合支援拠点の機能を今後つくっていかねばいけないということで、家庭相談係を新設してそこを重点化するというか、今後強化していくということで今回、分離したということになります。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、もともとの子育て支援課の中から保育係を保育課に、そして、独立して、さらに残りは、2つの係というか、だったところに1つ入れて拡充を図っているというところだと思いますが、人間的なところも増えているのか。子ども未来課というのは、人間的なところでも拡充を図っているのかどうか、お伺いしたなと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 人員につきましては、ちょっと今後、業務の割り振りを見ながら、強化ということなので、強化をさせるために人員が必要かどうかというのも今後、ちょっと検討させていただきたいと思っております。もちろん、課長職というのは、人員増になりますので。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと自分も小さい子供を育てているということもあって、よくいろんなお願いをしに行ったりとかということは、させていただくようになったんですけども、その中で実は、行くと意外と役所でこういうサービスを用意していますよというお話を聞くことがあるんですね。なんですけれども、なぜかそこに親御さんたちとか、保護者の方が、到達していないと

いう現状があったりして、何でなんだろうという話をしたときに、例えば、ヨーロッパとか、あっちの地域と比較すると明らかに親御さん、保育保護者が、何か困ったときに行政に頼る、もしくは、行政の担当課に頼るといふことの割合が、日本で非常に少ないということ調べて、あとは、お話を聞いたりしたときの中で分かってきていて、その原因の一つというのが、どうしても担当の方と保護者の方の人的な信頼関係というのが、なかなか育まれにくい。それが何でかという、日本の場合は、各業務内容によって、担当者が替わってしまうということがあって、本来子育ては、妊娠期から子育て期まで一貫して、例えば、1人の担当者が担当してくれれば、様々な家庭の事情も分かって、いろいろ細かいサービスが行き届くことができるんだけどもというところもあって、塩竈は、そういうことはできないんですかと話を聞いたら、ちょっとやっぱり人的に足りなくてというところもあって、今の形をどうしても取らざるを得ないんだという話を担当課から聞いたこともありました。

なので、今回、係を1つ増やして対応に当たるというのもいいのかなと思いつつ、あとは、組織の適正化という話もありましたけれども、1つの課の中にある程度の人数を入れた上で当たるという必要もあるのかなと。前段、小高委員とかのお話をききながらも感じておりました、高橋課長から先ほど今後もそれぞれの係の人数については、業務内容を含めて配置はしていくという話は、いただいたんですけれども。なかなか子供関係は、どうしても人手が要るところが、大きいと思います。やらないと、せっかくいいサービスを役所に用意してもそれが使われない。もったいないなんてことも起きてしまいますし、やはり今後のことを考えていくと、第6次長期総合計画の中でもここは鬼門な部分だと思いますので、ぜひここは、ちょっと最後のお願いみたいになってしまったんですけれども、ぜひ必要なところには、必要な人材を入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質疑を終わりにしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 先ほど志賀委員と小高委員から質疑のありました津波被災住宅再建支援事業の当初設計と現在の実績ということでございます。

まず、当初設計につきましては、対象世帯の範囲を当時の全壊、大規模半壊、半壊の解体分、そして、がけ地近接等危険住宅移転事業を想定いたしまして、それが613件見込んでございました。12億7,700万円ほどの受入れをしたところでございます。

実績といたしましては、令和2年度で終了いたしまして、件数的には220件で、交付額の最

終振込につきましては、令和3年5月20日で全申請者への振込が完了となっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 これについて、ご発言ありますか。ほかなければ。ありませんか。ほかにご発言がないのであれば、暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに発言はありませんね。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第66号及び第67号、第69号、第72号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 全員ですね。挙手全員であります。よって、議案第66号及び第67号、第69号、第72号については、原案のとおり可決されました。

以上で終わりになります。皆さん、長時間にわたり、どうもお疲れさまでした。

午前11時21分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二